

III 計画を進めるために

県は、県民の皆さんと協働してユニバーサルデザインのまちづくりを効果的に進めるため、さまざまな立場にある皆さんの取組を期待するとともに、県の推進体制を整備します。

1 皆さんへの期待

この計画を進めていくために、地域社会の担い手である皆さんに次のような取組を期待します。

(1) 県民の皆さん一人ひとりへの期待

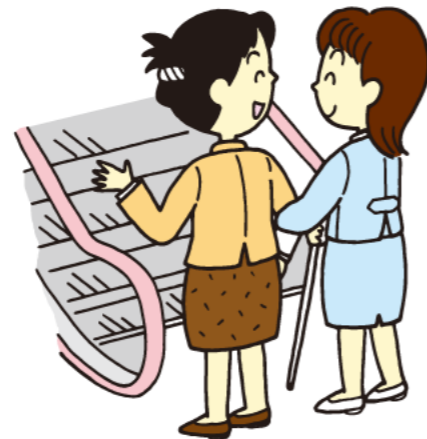
ユニバーサルデザインのまちづくりにおいては、交通環境や施設の整備に加えて、県民の皆さん一人ひとりの意識が変わり、さらにその行動が変わることで初めて、だれもが自由に移動でき社会参加できるまちづくりが実現されます。このことから、県民の皆さん一人ひとりについて、ユニバーサルデザインのまちづくりについて学び、考え、実践することが期待されます。

そのためには、それぞれの家庭や地域において、個性を認め相手の立場に立って考えられる価値観をもてるよう教育を行うことが期待されます。また、皆さんを取り巻く、行政や企業、NPO、地域の団体に対してもユニバーサルデザインのまちづくりに関して積極的な提言を行い、その取組を評価することが期待されます。まずは、暮らしの中に、ユニバーサルデザインのまちづくりの視点を取り入れ、身近なこと、できることから自主的に行動することが期待されます。

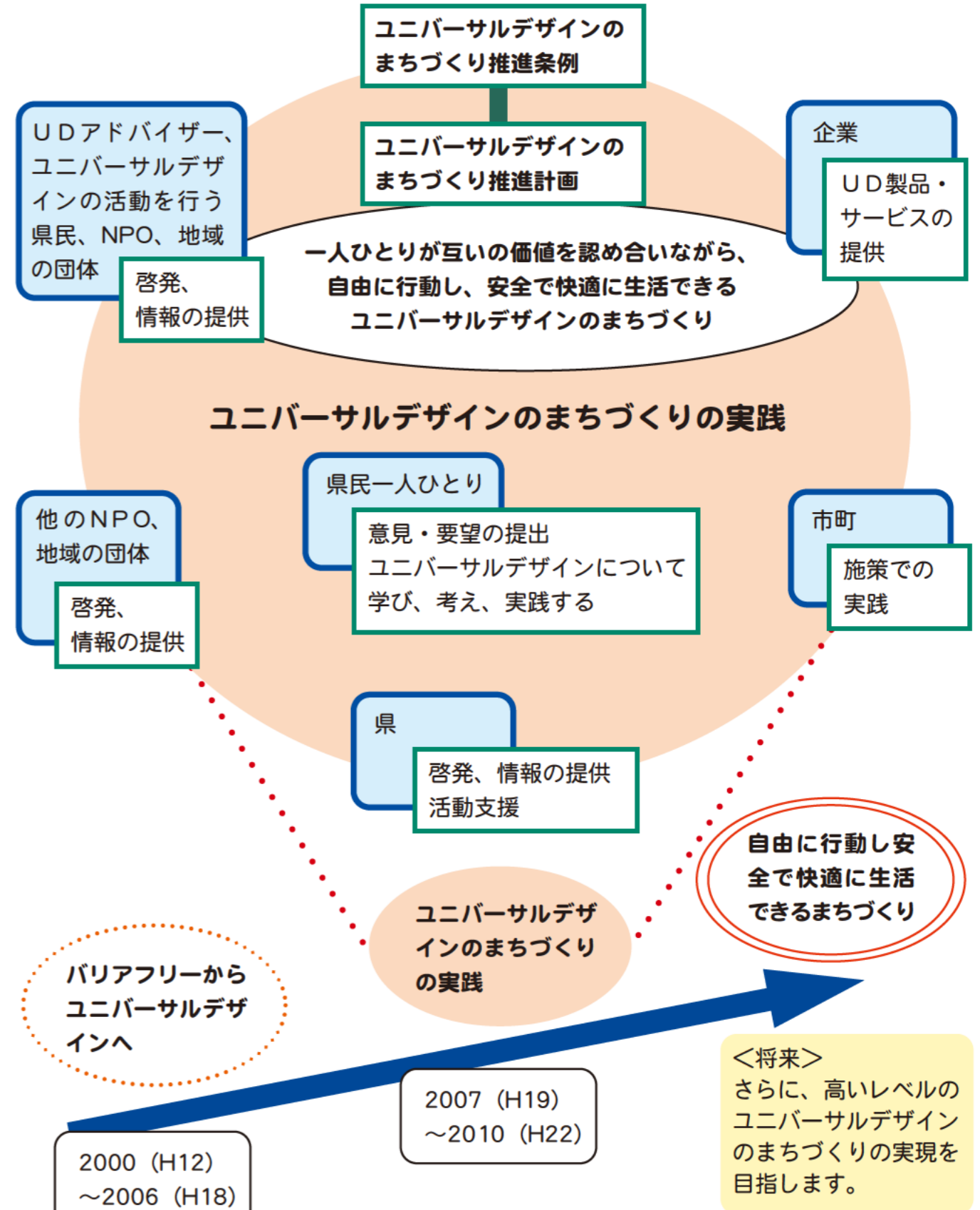
(2) NPO、地域の団体への期待

NPOや地域の団体は、地域社会をつくる主要な担い手として、行政、企業、他のNPOや地域の団体、県民一人ひとりと協働し、人材のネットワークをゆるやかに形成しながら、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための活発な活動を行うことが期待されています。

また、地域社会を代表して、行政や企業に対して提言を行い、その取組を評価することが期待されます。



ユニバーサルデザインのまちづくりを進めるために



(3) 企業への期待

企業や事業者は、県民一人ひとりの身のまわりに商品やサービスを実際に提供する立場として、多様な立場にある利用者の期待や要望を定期的に把握し、これらの意向を反映した製品やサービスの提供を行うとともに、継続的な改善を行うことが期待されます。

また、雇用者の立場から、だれもが働きやすい就業環境を整備するとともに、多様な立場の人に就労の機会を提供することが期待されます。

企業ユニバーサルデザイン研修の風景



(4) 市町への期待

市町は、地域社会や県民の皆さんに密着した行政機関として大きな役割が求められます。特に、行政のさまざまな分野における自主的かつ実践的な取組が期待されます。また、地域社会の実情に応じたユニバーサルデザインのまちづくりの取組を行うことが期待されています。

(取組の例)

- UDアドバイザー団体をはじめとする地域のNPOや団体と協働して啓発活動を行う
- 業務にユニバーサルデザインの視点を取り入れる
- 推進組織を設置する
- 推進指針を策定する
- バリアフリー法に基づく基本構想を策定する
- ユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を取り入れた、まちづくりに関する基本計画を策定する

2 県の推進体制

県については、次のような体制を整備して、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

(1) 推進のための組織体制

(ユニバーサルデザインのまちづくり推進本部)

総合的な取組を推進するため、各部局長からなる「ユニバーサルデザインのまちづくり推進本部」を設置しています。

推進本部では、計画の進捗状況の把握や横断的に取組むべき重要な課題について協議するなど、より一層ユニバーサルデザインのまちづくりの推進を図っていきます。

(UDキーパーソン)

ユニバーサルデザインのまちづくりについて、職員が業務の中で実践できるよう、県の各部局に「UDキーパーソン」を設置するなど相談できる体制を整備します。

(県庁内の人材育成)

ユニバーサルデザインのまちづくりに関するさまざまな情報や研修など学ぶ機会を提供し、人材育成を図ります。

(2) 外部との関係づくり

(情報の提供体制)

ホームページやメールマガジンを活用して、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する情報を発信・蓄積します。

(ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、条例に基づき、第三者からなる「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」を設置しています。

協議会における計画の進捗状況や課題に関する審議を踏まえ、効果的な取組を進めていきます。



(推進活動の進捗管理と報告)

この計画の進捗状況については、ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会において毎年度確認します。

また、1年間の推進活動の報告として「みえUDレポート」を公表すると同時に、この公表を県民の皆さんからご意見やご提案をいただく機会とします。

(推進計画の策定・変更)

この計画の変更にあたっては、協議会から意見を聴取し、県議会の議決を得ることが必要です。

ちょこっとUD

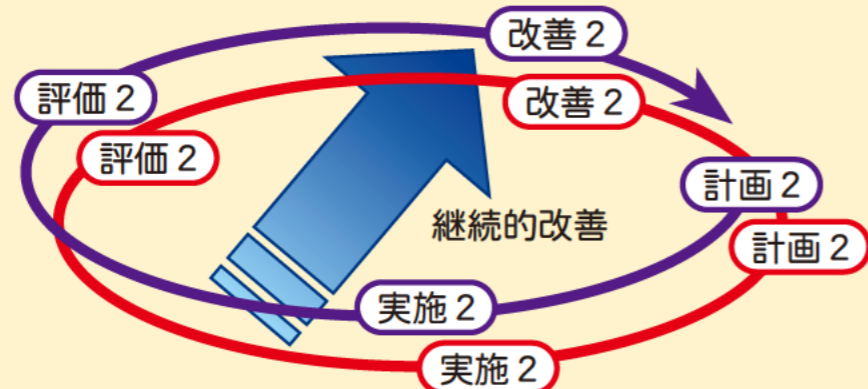
ユニバーサルデザインは終わりのない改善の旅

国土交通省の懇談会「ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会」の報告（平成17年）によると、ユニバーサルデザインの基本として次のように記されています。

「利用者・住民の参加や、段階的・継続的発展（スパイラルアップ）のプロセスを確立し、『人』を中心的な視点に据え、様々な観点から、継続的に『よりユニバーサルである』状況を達成すべく努力すること」

これは、計画の段階から利用者や住民が改善のプロセス（過程）に参加し、「計画→実行→評価→改善」のサイクル（周期）を繰り返して、少しずつ改善を積み重ね、「だれもが暮らしやすいまちづくり」という大きな目標に向かっていくものです。まさに、終わりのない改善の旅を続けていくことになります。

いきなり大きな目標を達成することは難しいですが、県民の皆さん一人ひとりが少しずつ取り組むことで進んでいきます。一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解し、実践されることを心から願っています。



関係指標

県では、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」に基づき、県政を推進していくこととしております。

ここでは、本推進計画では取り上げなかったものの、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進と関係がある第二次戦略計画の指標について掲載しています。

目標項目	現状値 (18年度)	目標値 (22年度)
(1) 安全な生活の確保		
防災に関して自助の取組を行っている県民の割合（地震対策室、戦略31102）	39.1%	50%
(2) 働きやすい就業環境の整備		
県が実施する若年者の雇用対策事業により支援した若年者の数（勤労・雇用支援室、戦略21101）	32,925人	33,000人
県が実施する障がい者の雇用対策事業により支援した障がい者の就職率（勤労・雇用支援室、戦略21102）	52.6%	58.3%
シルバー人材センターの会員数（勤労・雇用支援室、戦略21102）	11,069人	12,400人
(3) 学びやすい学習環境の整備		
特別支援教育を受けている生徒の進学および就労の割合（特別支援教育室、戦略12204）	27.4%	34%
(4) 社会参加の促進		
NPO（ボランティア団体・市民活動団体等）の数（NPO室、戦略521）	1,522団体	1,900団体
ふりかえり（検証）会議を行った協働事業数（NPO室、戦略52101）	17事業	35事業
県民の参画と協働による社会資本整備の実践地区数（景観まちづくり室、戦略52302）	64地区	104地区
社会的貢献のための事業を実施する老人クラブの割合（地域福祉室、戦略34304）	5.3%	8%



用語解説

この計画は、難しい言葉をできるだけ使わないようにして作成されていますが、やむを得ず使用している場合もあります。ここでは、使われている用語の中で、難しいと思われるものについて掲載しています。これら以外の言葉で不明なものがありましたら、最後のページにある発行者あてご連絡ください。

低床バス

乗客の乗り降りを容易にするため、乗降口から座席に至るまでの階段を少なくしたバス。この計画では、乗降口の段がない（ノンステップ）、あるいは1段（ワンステップ）のものを「低床バス」としています。

ネットワーク

通信回線を利用して複数のコンピューターを接続したしくみのこと。このしくみがあることで、離れたところにいる人々がコンピューターの能力を共同で利用したり、一つの業務を分散して処理したり、必要な情報を一斉かつ同時に送信したりすることができます。

ユニバーサルデザインアドバイザー（UDアドバイザー）





ユニバーサルデザインのまちづくりが住民の暮らしと結びついて各地域で展開されるよう、基本的な考え方、ハードの整備基準、介添えのノウハウなどの知識について研修を受けた、地域の啓発活動においてリーダー的な役割を担う県民の皆さん。

要約筆記

講演や会議などのイベントにおいて、進行や発言内容などをパソコン入力や手書きなどの方法で、会場のスクリーンにリアルタイムで文字情報を投影して来場者に伝えること。



三重県におけるユニバーサルデザインのまちづくりの取組

年度	全国の動き	三重県の動き	県の取組	推進組織	
1994 平成6	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）制定	だれもが住みよい福祉のまちづくり推進要綱制定	 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり シンボルマーク		
1996 平成8		さやわかまちづくり賞創設			
1999 平成11		<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーのまちづくり推進条例 施行 ・バリアフリーのまちづくり推進計画 策定 ・バリアフリーのまちづくり推進本部 設置 ・バリアフリーのまちづくり推進協議会 設置 		バリアフリーのまちづくり推進本部	
2000 平成12	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）制定	人材育成 第1段階 アドバイザーの養成 ・バリアフリーアドバイザー養成（基礎講座→応用講座）	第1段階 職員の意識改革 職員バリアフリー体験研修（車いす、アイマスク、高齢者）を全職員に実施	事務局： 健康福祉政策課 バリアフリーのまちづくり推進室	
2001 平成13	 鉄道ホームの昇降機			ユニバーサルデザインのまちづくり推進本部 事務局： ユニバーサルデザインチーム	
2002 平成14	 セミフラット型の歩道	車ヤ 駐 車 場 停 協 働 実 施	第2段階 UDの実践 県各部署からの提案事業を実施		新規採用職員 体験研修
2003 平成15	改正ハートビル法施行	ユニバーサルデザインのまちづくりシンボルマークを公募・制定	人材育成 第2段階 協働の実践 ・学校・企業UD体験 出前講座、UDのまちづくりシリーズ講演会	<ul style="list-style-type: none"> ・2004（H16）1部局2県民局から3事業提案 ・2003（H15）6部局1県民局から11事業提案 ・2002（H14）12部局2県民局から15事業提案 	ユニバーサルデザインのまちづくり推進本部 事務局： 地域福祉室 ユニバーサルデザイングループ
2004 平成16		バリアフリーのまちづくり推進条例施行規則一部改正	人材育成 第3段階 人材の活用（団体への委託） ・UDのまちづくり県民講座 ・啓発キャンペーン ・アドバイザー養成講座 →UDアドバイザー自身によるUDアドバイザーの養成	第3段階 全庁的取組 日常業務からUDを実践 ・SPコードの普及 ・思いやり駐車区画の普及 ・印刷物・名刺・封筒のUDガイドライン改定 ・ウェブアクセシビリティへの配慮	 思いやり駐車区画
2005 平成17	ユニバーサルデザイン政策大綱 策定	自主活動 支援 体験 出 前 講 座 実 施 支 援 学 校 支 援 企 業 等			
2006 平成18	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）制定				
2007 平成19		<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例制定 ・ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画策定 			

すべての人の人権が尊重され、共に暮らすことができる社会を実現する

県におけるUD文化の定着をめざす



関係する法令

この計画に関係する主な法令を掲載しています。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

2006（平成18）年施行 高齢者、障がい者等の円滑な移動および建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進することを目的に、従来のハートビル法と交通バリアフリー法を統合・整理し策定された法律です。主務大臣による基本方針ならびに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれら間の経路の一体的な整備を推進するための措置などについて規定しています。

■身体障害者補助犬法

2002（平成14）年施行 身体障害者補助犬（以下、「補助犬」といいます。）とは、盲導犬、介助犬及び聴導犬のことをいいます。この法律は、良質な補助犬の育成及びこれを使用する身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図り、これをもって身体障がい者の自立および社会参加の促進に寄与することを目的として制定されました。具体的には、補助犬の訓練、施設等における補助犬の同伴、補助犬に関する認定、補助犬の取扱いなどについて定めています。

補助犬は、公共の施設や交通機関に加え、平成15年10月からデパート、スーパー、ホテル、飲食店など一般的な施設にも同伴できるようになりました。



■障害者自立支援法

2006（平成18）年施行 障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するために、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めています。

■三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

2007（平成19）年施行 障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず、すべての県民が自由な移動により平等な社会活動に参加ができる社会の実現に寄与することを目的として制定された条例です。当初は、平成11年に「バリアフリーのまちづくり推進条例」として制定されましたが、さらに暮らしやすいまちづくりを実現するため、バリアフリーに向けた取組も進めながら、ユニバーサルデザインの推進に取り組む方針を明確にするため、平成19年3月に「ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」として改正されました。

関係する計画

この計画に関係する主な県の計画を掲載しています。それぞれの計画には、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する記述が掲載されており、本計画はこれらの計画と整合性を図りながら推進していきます。

□政策部

- ・三重県総合計画「県民しあわせプラン」（平成16年3月策定）
- ・三重県総合計画「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」（平成19年7月策定）

□生活部

- ・人権が尊重される三重をつくる行動プラン（平成19年3月策定）
- ・三重県国際化推進指針（平成19年3月策定）

□健康福祉部

（福祉・子育て分野）

- ・三重県地域福祉推進計画（平成16年3月策定）
- ・健やか親子いきいきプランみえ（平成15年3月策定）
- ・三重県次世代育成支援行動計画（平成17年3月策定）

（保健・医療分野）

- ・三重県保健医療計画 第三次改訂（平成15年12月策定）
- ・ヘルシーピープルみえ21（平成13年3月策定）

（長寿・障害分野）

- ・みえ障害者福祉プラン（平成19年3月策定）

□県土整備部

- ・三重県住生活基本計画（平成19年3月策定）



ユニバーサルデザインのまちづくりに関するマーク

ユニバーサルデザインのまちづくりでは、ピクトグラムも含めて、さまざまなシンボルマークが登場します。ここでは、その中でも比較的好く目にするもの、三重県で使用しているものを中心に掲載しています。

■国際シンボルマーク

「障がい者が利用できる建築物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマーク」で、1969年に国際リハビリテーション協会が総会で採択したもので、すべての障がい者を対象としています。

このマークを個人の車に表示することは、障がいのある方が乗車していることを周囲にお知らせする程度の表示になります。したがって、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。駐車禁止を免れる、または障がい者専用駐車場が優先的に利用できるなどの証明にはなりません。



■身体障がい者標識

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された者が普通自動車を運転する場合において、その普通自動車に表示するマークで、この制度は2002年6月から施行されています。

自動車を運転する人は、このマークを表示して運転している普通自動車に対して、危険防止のためやむを得ない場合を除き、幅寄せをしたり、その車が安全な車間距離を保てなくなるような進路変更をしたりしてはならないこととされています。



■耳マーク

耳の不自由な人であることをあらわすマークです。耳が聞こえない、聞こえにくいということは、外見からわかりにくいので、誤解をされたり不利益なことになったりするのはないかと不安を抱えています。このような不安をもつ人たちとのコミュニケーションに理解を求めていくためのシンボルです。



■ユニバーサルデザインのまちづくり（三重県）

ユニバーサルデザインのまちづくりに対する関心を高め、親しみやすいイメージを与えるために、2003年に公募で制定され、啓発活動に使用されています。

ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例で定められた整備基準に適合した施設であることを証明する「適合証」には、右のように色の濃いマークが使用されています。三重県内にお住まいの方は、お近くの公共施設やショッピングセンターなどで、このマークを探してみてくださいね。

■思いやり駐車区画（三重県）

「思いやり駐車区画」とは、「車いす利用者用駐車区画」ではない通常の駐車区画を利用できるものの、安全を確保する必要のある人が利用するスペースとして設置された駐車区画のことです。

例えば、ベビーカーを押す人、妊娠している人、内部疾患のある人、介助が必要な人などが利用の対象となっています。

この駐車区画は、三重県や県内の市町が管理する施設19か所に計36区画設置されています（平成19年3月31日現在）。

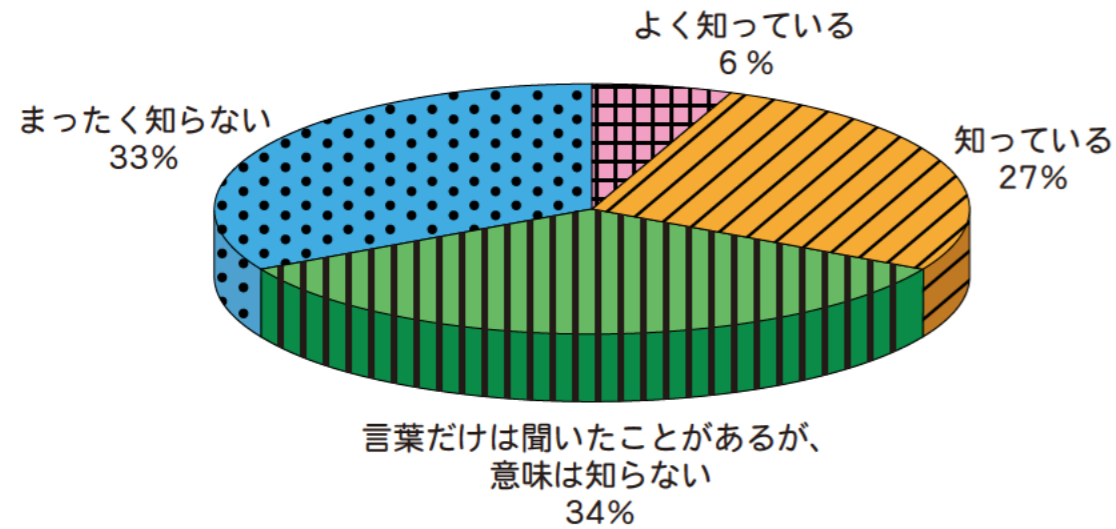


平成18年度ユニバーサルデザインに関する 県民等意識調査結果の概要

1 県民意識調査

(1) ユニバーサルデザインの認知度

ユニバーサルデザインの意味の認知度は、「よく知っている」6%、「知っている」27%を合わせ、33%でした。



平成17年度に内閣府が実施した国民意識調査によるユニバーサルデザインの認知度が32.9%であることから、ほぼ全国の平均値といえます。

しかし、エリア別で見ると、中部が37.9%、北海道・東北が36.5%と認知度の高い地方が存在します。

県は、ユニバーサルデザインをさらに理解してもらうため、今後も市町・UDアドバイザー団体等と協働して、県民への普及・啓発活動に取り組んでいきます

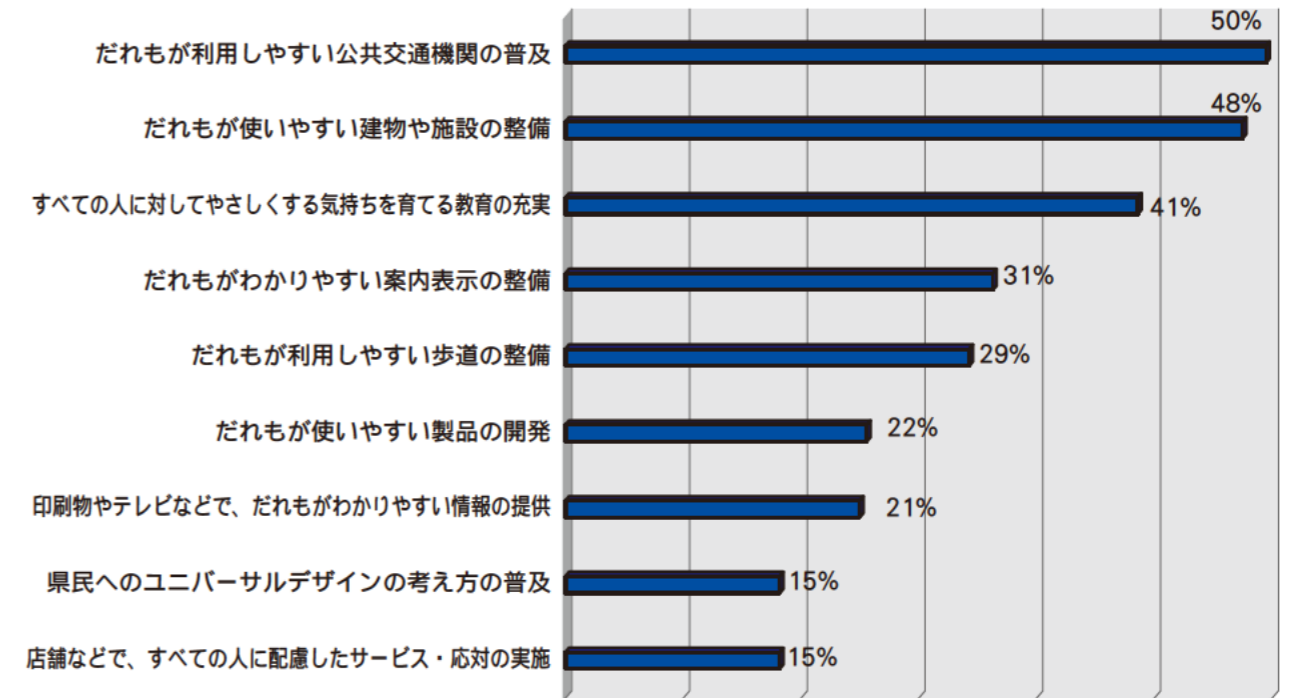
	認知度	調査年度	調査対象
三重県	33%	平成18年度	県民3,000人
全国(※1)	32.9%	平成17年度	国民6,000人
北海道・東北	36.5%		
関東甲信越北陸	33.3%		
中部	37.9%		
近畿	29.4%		
中国・四国	27.3%		
九州	30.2%		
静岡県(※2)	30.9%	平成17年度	県民2,000人
熊本県(※3)	32.5%	平成17年度	県民4,000人

※1 内閣府「バリアフリー化に関する国民意識調査」(平成17年12月実施)
 ※2 静岡県「ユニバーサルデザインに関する意識調査」(平成18年2~3月実施)
 ※3 熊本県「2006年度県民アンケート調査」(平成18年2月実施)

(2) ユニバーサルデザインを優先的に取り入れてほしい分野

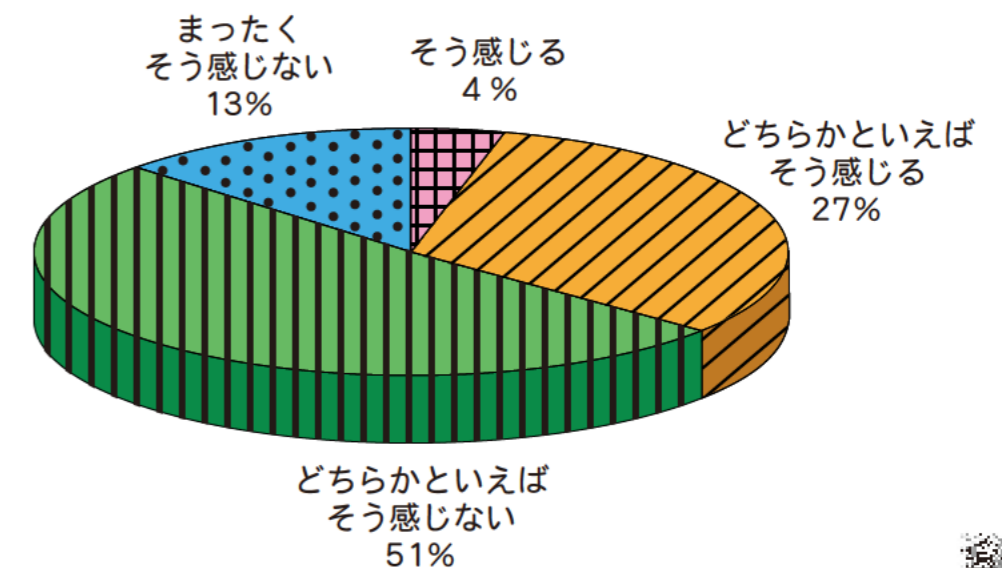
「公共交通機関の普及」、「建物や施設の整備」の回答が多くなっており、生活基盤に関する分野に優先的に取り入れてほしいと考えられています。

次いで多いのは、「すべての人に対してやさしくする気持ちを育てる教育の充実」でした。



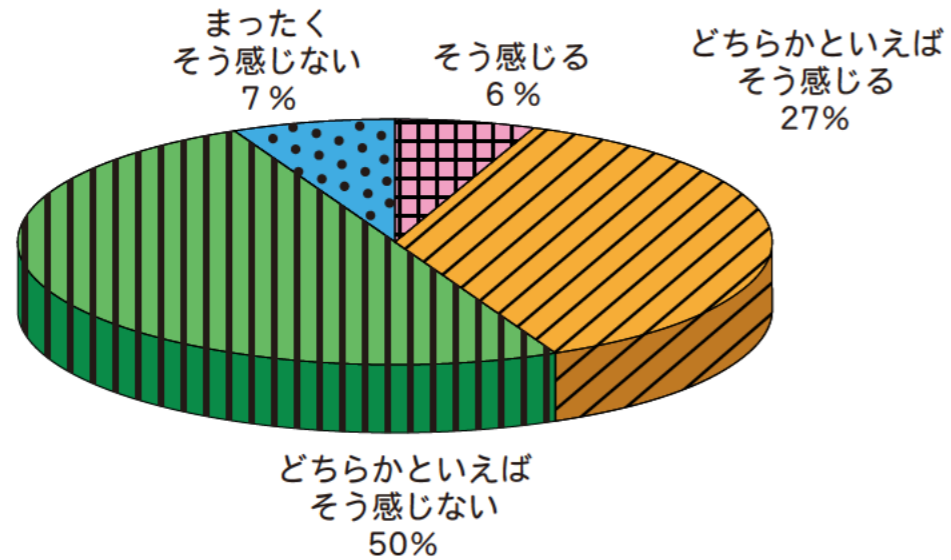
(3) 道や駅などに関するユニバーサルデザイン

道や駅などについて、だれでも自由に移動できるようになってきていると感じている人の割合は、「そう感じる」が4%、「どちらかといえばそう感じる」が32%と、合わせても36%にとどまっています。今後、さらに道や駅などのユニバーサルデザイン化を進めていく必要があると思われます。



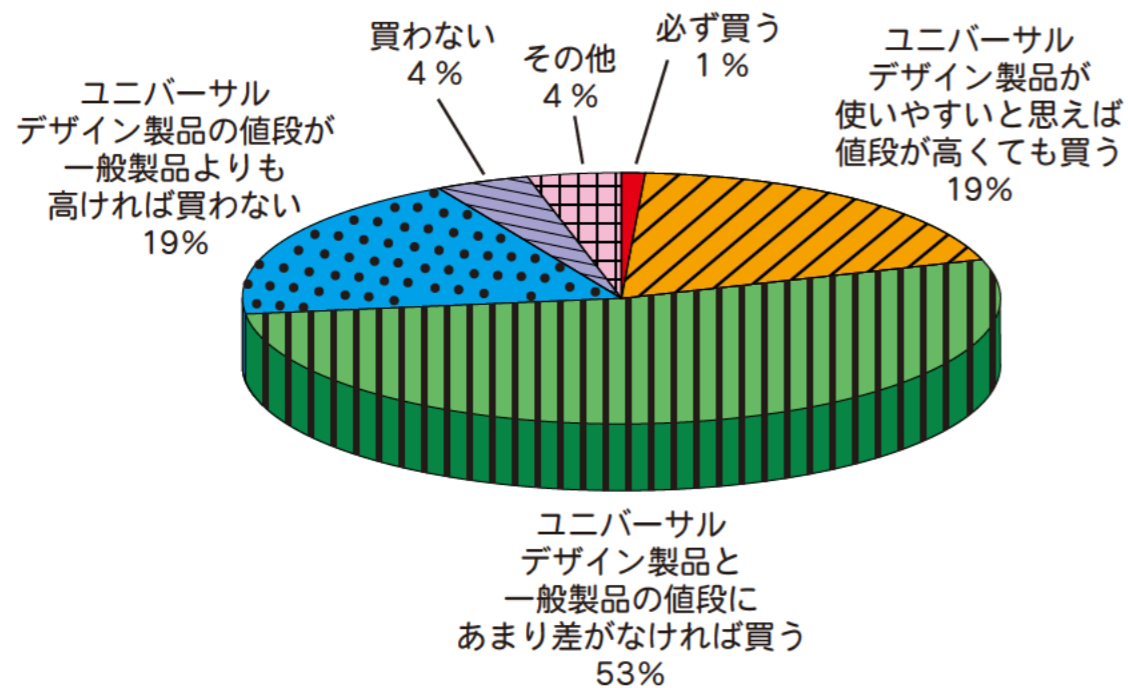
(4) 製品に関するユニバーサルデザイン

日頃使用している製品や生活用品について、だれもが使いやすくなっていると感じている人の割合は、「そう感じる」が6%、「どちらかといえばそう感じる」が37%と、合わせても43%にとどまっています。今後、さらに製品や生活用品のユニバーサルデザイン化が必要とされます。



(5) ユニバーサルデザインの製品の購入意欲

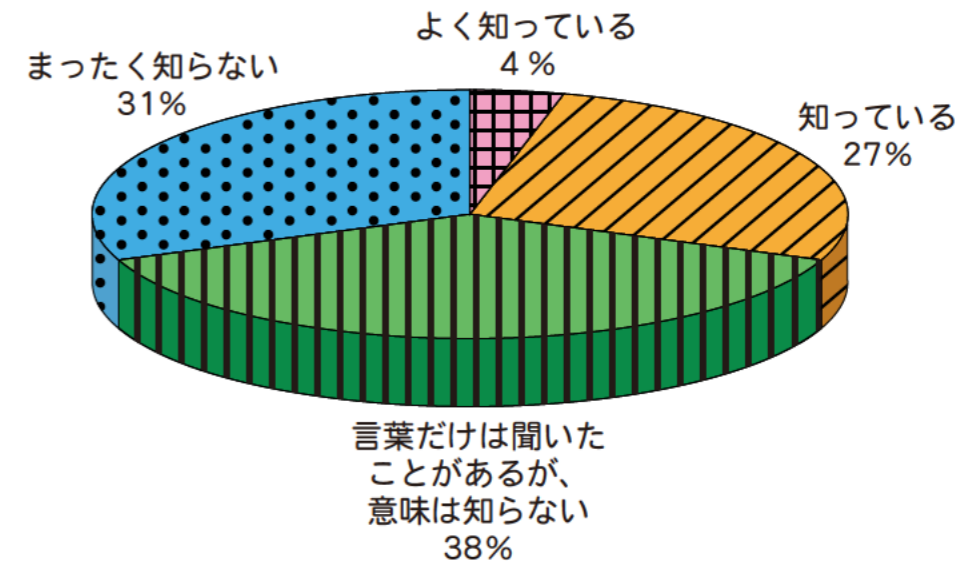
ユニバーサルデザインの製品と一般の製品がある場合に前者を購入するかどうかを尋ねた質問では、「必ず買う」が1%、「ユニバーサルデザイン製品が使いやすいと思えば値段が高くて買おう」が19%、「ユニバーサルデザイン製品と一般製品の値段にあまり差がなければ買う」が53%と、これらを合わせた回答は73%にも上り、ユニバーサルデザイン製品を購入する意識が高いことがわかります。このことから、今後、企業の製品開発やサービス提供において、ユニバーサルデザインの考え方に配慮することが必要であると考えられます。



2 事業者意識調査

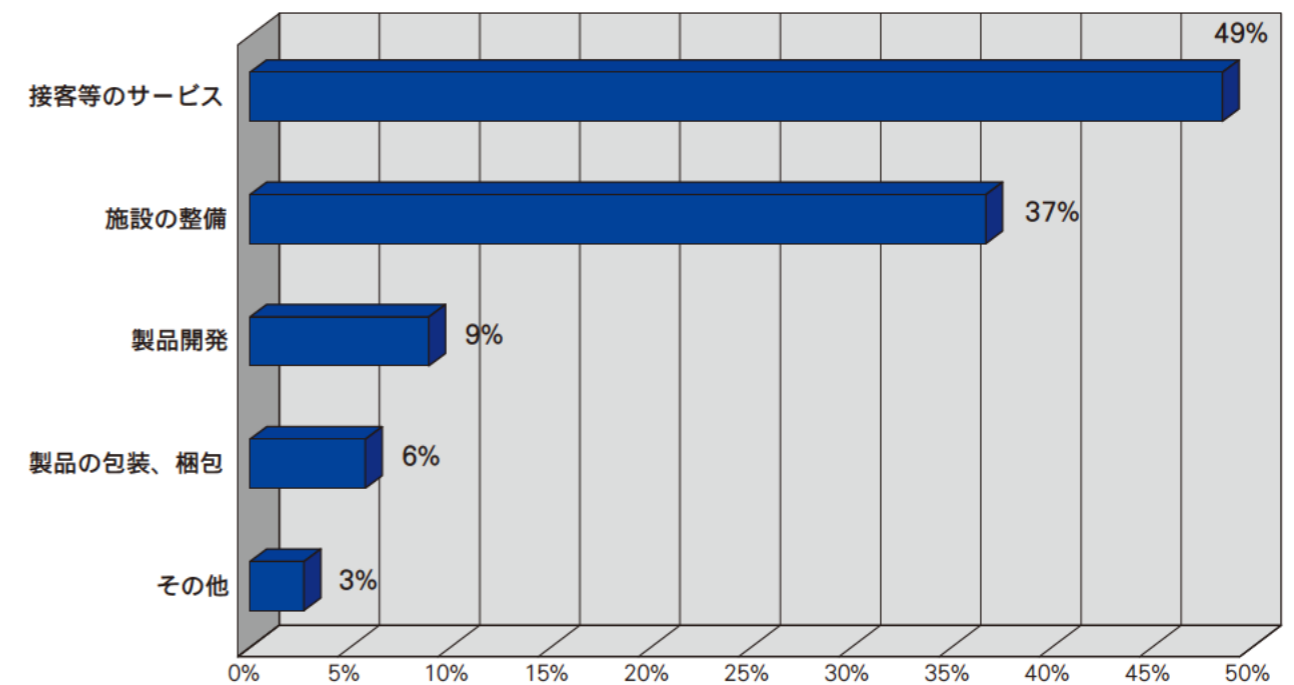
(1) ユニバーサルデザインの認知度

ユニバーサルデザインの意味の認知度は、「よく知っている」4%、「知っている」27%を合わせ、計31%と、県民の認知度とほぼ同じでした。



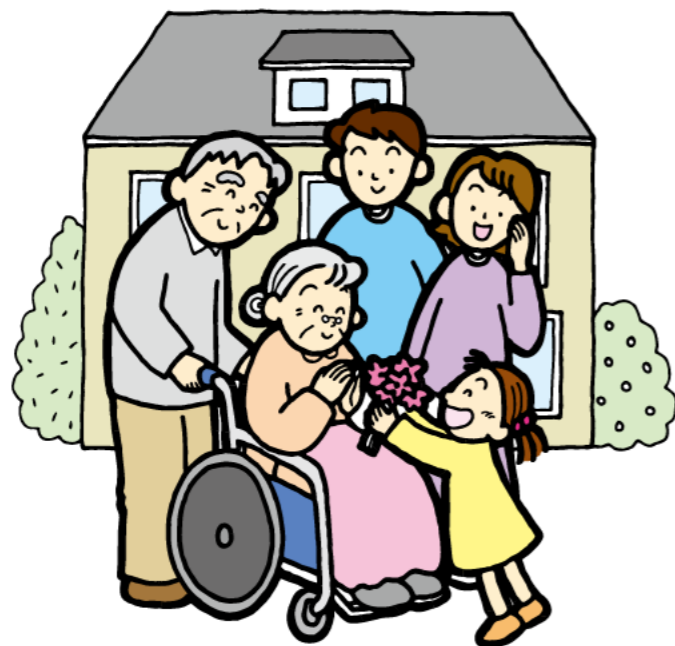
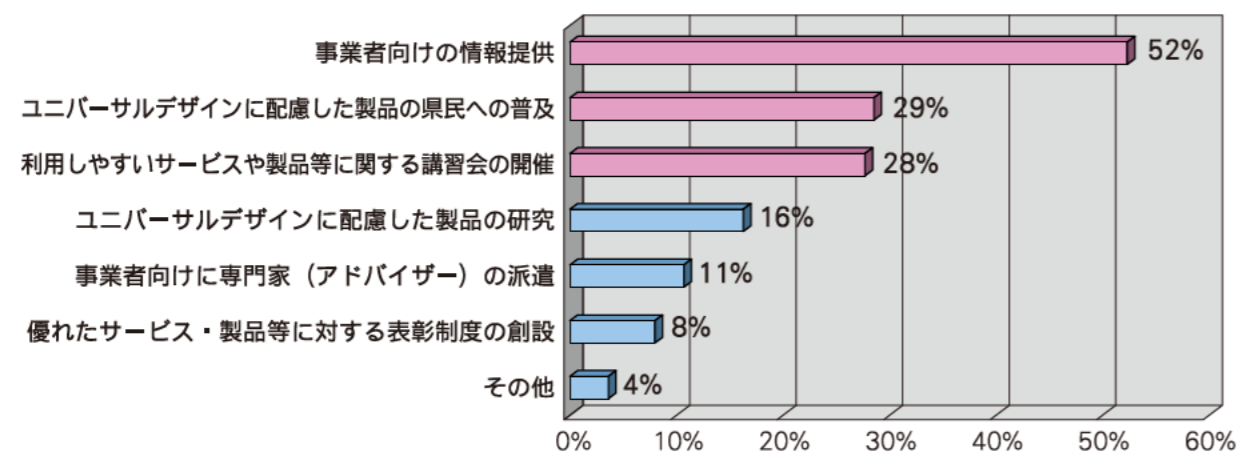
(2) 今後、取り組んでいきたいユニバーサルデザイン

「接客等のサービス」、「施設の整備」に取り組んでいきたいと考えている事業者が多いことがわかりました。



(3) 行政に期待すること

「事業者向けの情報提供」、「ユニバーサルデザイン製品の県民への普及」、「サービスや製品等に関する講習会、研修会の開催」、「ユニバーサルデザイン製品の県民への普及」について、行政に多くの期待をしていることがわかりました。



策定までの経緯

平成17年10月～11月 UDミーティングの実施（県内5か所）

- | | |
|----------|---|
| 平成18年 6月 | 18年度 第1回バリアフリーのまちづくり推進協議会
平成18年 三重県議会第2回定例会常任委員会
(計画体系案の審査) |
| 7月 | 18年度UDに関する県民等意識調査の実施
計画の体系案にかかるe-コメントの実施 |
| 9月 | 18年度 第2回バリアフリーのまちづくり推進協議会
平成18年 三重県議会第3回定例会常任委員会
(計画骨子案の審査) |
| 11月 | 18年度 第3回バリアフリーのまちづくり推進協議会 |
| 12月 | 計画骨子案にかかるe-モニターの実施
平成18年 三重県議会第4回定例会常任委員会
(計画素案の審査)
計画素案に対するパブリックコメントの実施 |
| 平成19年 2月 | 18年度 第4回バリアフリーのまちづくり推進協議会 |
| 3月 | 平成19年 三重県議会第1回定例会
(条例改正案を上程・可決) |
| 4月 | ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の施行 |
| 6月 | 平成19年 三重県議会第2回定例会
(推進計画案を上程・可決) |
| 7月 | 推進計画公表 |



ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会委員名簿

(平成19年3月31日現在 任期：平成19年7月11日まで)

氏 名	所 属 等
おお がた おさむ 大 形 治	三重県社会福祉協議会 総務企画部副部長
おお もり なお こ 大 森 尚 子	三重県建築士会（大森建築設計室 所長）
おか だ みつ はる 岡 田 充 治	東海旅客鉄道（株）三重支店運輸課長
おか へ ただ すみ 岡 部 忠 澄	三重県市長会（熊野市福祉事務所長）
おり た み ゆき 織 田 深 雪	津商工会議所女性会副会長
そん み ち 孫 美 知	特定非営利活動法人ユニバーサルデザイン同夢 代表
つち かわ れい こ 土 川 禮 子	名古屋経済大学非常勤講師
なか ゆういちろう 中 祐 一 郎	三重大学名誉教授
ぬま あずさ 沼 梓	三重県生活部国際室 国際交流員
はら し ろう 原 史 郎	近畿日本鉄道（株）名古屋輸送統括部 施設部工務課長
ふじの なつ こ 藤野奈津子	三重短期大学法経科助教授
ほり はた かつ ひさ 堀 端 克 久	特定非営利活動法人まごころネットワーク囲炉裏 理事長
もろ おか たか ゆき 諸 岡 高 幸	三重県町村会（菰野町福祉課長）
やま たに ゆき お 山 谷 行 雄	三重県バス協会理事（三重交通（株）自動車事業本部長）
やま もと ゆき お 山 本 征 雄	三重県身体障害者福祉連合会 会長





壁を乗り越えて、
お互いが分かり合おう、協力し合おうと
手を握りあっている様子をあらわしています

三重県ユニバーサルデザインの まちづくり推進計画

みんなでつくる だれもが暮らしやすい みえのまち

2007年（平成19年7月）

三重県健康福祉部地域福祉室
ユニバーサルデザイングループ

TEL 059-224-3349

FAX 059-224-2919

E-mail ud@pref.mie.jp

<http://www.pref.mie.jp/UD/hp/>



古紙配合率100%の
再生紙を使用しています